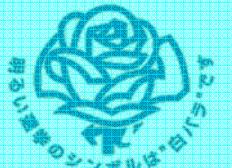


選挙広報

し ろ ば ら



第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査

投票日

2月8日(日)

投票時間

午前7時～午後6時

国民全体の利益を代表し、国民の総意を反映すべき使命を負っている議員を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

◆投票できる方

【年齢】 平成20年2月9日までに生まれた方

【住所】 令和7年10月26日以前からさつま町に居住している方

◆選挙公報の配布について

選挙公報は、公示日(1月27日)の立候補届出終了後に印刷されるため、配布開始まで数日間を要します。本町では、2月2日(月)に選挙公報を受領後、順次、郵便により全世帯へ配布する予定です。受領後は、役場本庁、両支所、町内の公共施設等にも備え付けますので、こちらもご利用ください。

【選挙公報設置場所】

- | | |
|--------------|--------------------|
| ○さつま町役場 本庁 | ○平川郷(生産物直売所ひらかわ屋) |
| ○さつま町役場 鶴田支所 | ○うましき里きららの楽校 |
| ○さつま町役場 薩摩支所 | ○健康ふれあいセンター(あび～る館) |
| ○宮之城総合体育館 | ○川内川大鶴ゆうゆう館 |
| ○宮之城鉄道記念館 | ○つるだ特産品販売所(自慢館) |
| ○宮之城歴史資料センター | ○鶴田中央公民館 |
| ○宮之城伝統工芸センター | ○薩摩農村環境改善センター |
| ○宮之城ちくりん館 | ○さつま特産品販売所 |

【お問合せ先】

さつま町選挙管理委員会(さつま町役場本庁2階) 電話: 0996-24-8915

◆投票所と投票時間は次のとおりです

重 要

投票日当日(2月8日)は、投票所入場券に記載されている投票所でのみ投票が可能です。

投票区	投票所名	投票時間
第1投票区	さつま町役場(本庁)	午前7時 ～ 午後6時
第2投票区	虎居地区公民館	
第3投票区	平川区公民館	
第4投票区	柊野区公民館	
第5投票区	湯田いきいき研修館	
第6投票区	船木地区農業構造改善センター	
第7投票区	時吉ほたる館	
第8投票区	佐志交流館	
第9投票区	山崎交流館	
第10投票区	久富木区公民館	
第11投票区	二渡清流館	
第12投票区	白男川紫陽館	
第13投票区	泊野区公民館	
第14投票区	鶴田地区コミュニティセンター	
第15投票区	さつま町役場(鶴田支所)	
第16投票区	柏原地区集会施設	
第17投票区	紫尾地区体育館	
第18投票区	吉川公民館	
第19投票区	さつま町役場(薩摩支所)	
第20投票区	弓之尾公民館	

変更

次の投票所が変更になっていますのでご注意ください。
(投票所入場券で投票所をご確認下さい。)

前回(参議院通常選挙)

鶴田保健センター
岩之上集落研修館
永野交流館
求名交流館
中津川交流館

今回

さつま町役場(鶴田支所)
紫尾地区体育館
吉川公民館
さつま町役場(薩摩支所)
弓之尾公民館



◆期日前投票制度をご利用ください

選挙は、選挙期日に投票所にて投票することを原則としています。

しかし、投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、**期日前投票**をご利用ください。

期日前投票所の場所及び投票できる期間

期日前投票は、以下の3つの期日前投票所のいずれでも投票することができます。

○さつま町役場 本庁 1階 町民ホール
1月28日(水) から 2月7日(土) まで (11日間)
午前8時30分 から 午後8時まで



○さつま町役場 鶴田支所 1階 小会議室
2月2日(月) から 2月7日(土) まで (6日間)
午前8時30分 から 午後7時まで

○さつま町役場 薩摩支所 1階 ロビー
2月2日(月) から 2月7日(土) まで (6日間)
午前8時30分 から 午後7時まで

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、最高裁判所裁判官国民審査法の規定に基づき、2月1日(日)からとなります。(※1月31日までは、衆議院小選挙区と比例代表の期日前投票のみとなります。)

■巡回による期日前投票所について

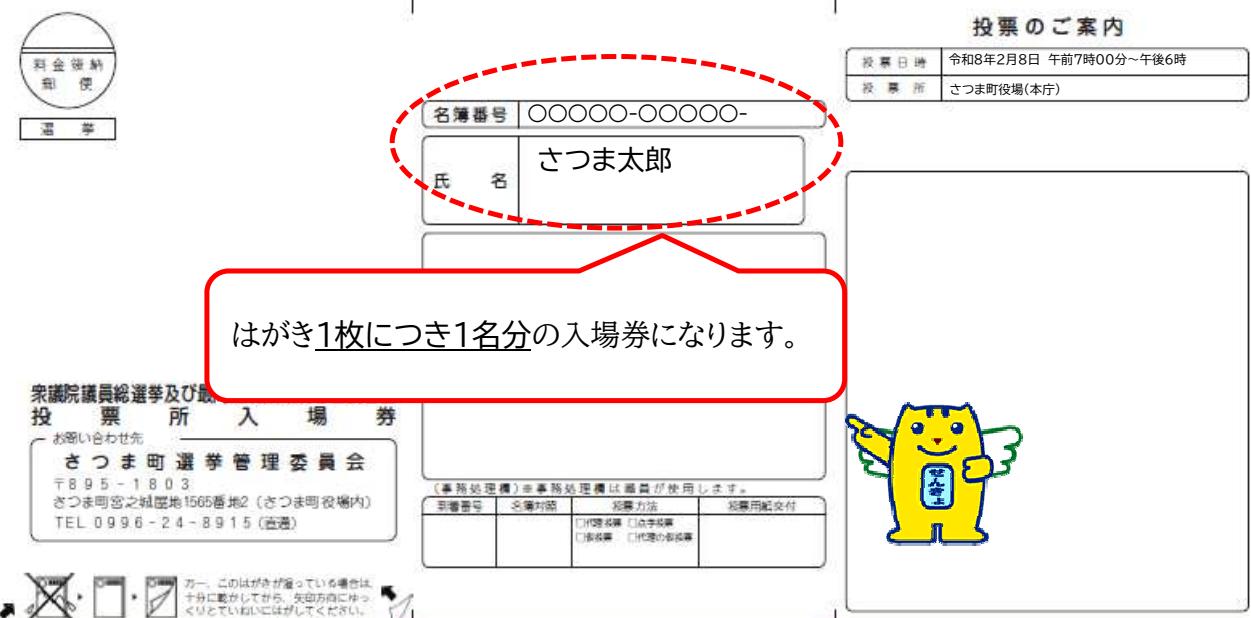
以下の期日前投票所は、対象地域の有権者のみ利用できます。

日 程	投票所	時 間	対象地域
2月3日 (火)	大薄公民館	10:00~11:00	大薄上・大薄下公民会
	北原公民館	13:00~14:00	北原・大長公民会
2月4日 (水)	広瀬集会所	10:00~11:00	広瀬・池之野公民会
	金山公民館	13:00~14:00	金山公民会
	下狩宿公民館	15:30~16:30	上狩宿・下狩宿公民会

投票所入場券が変わります。

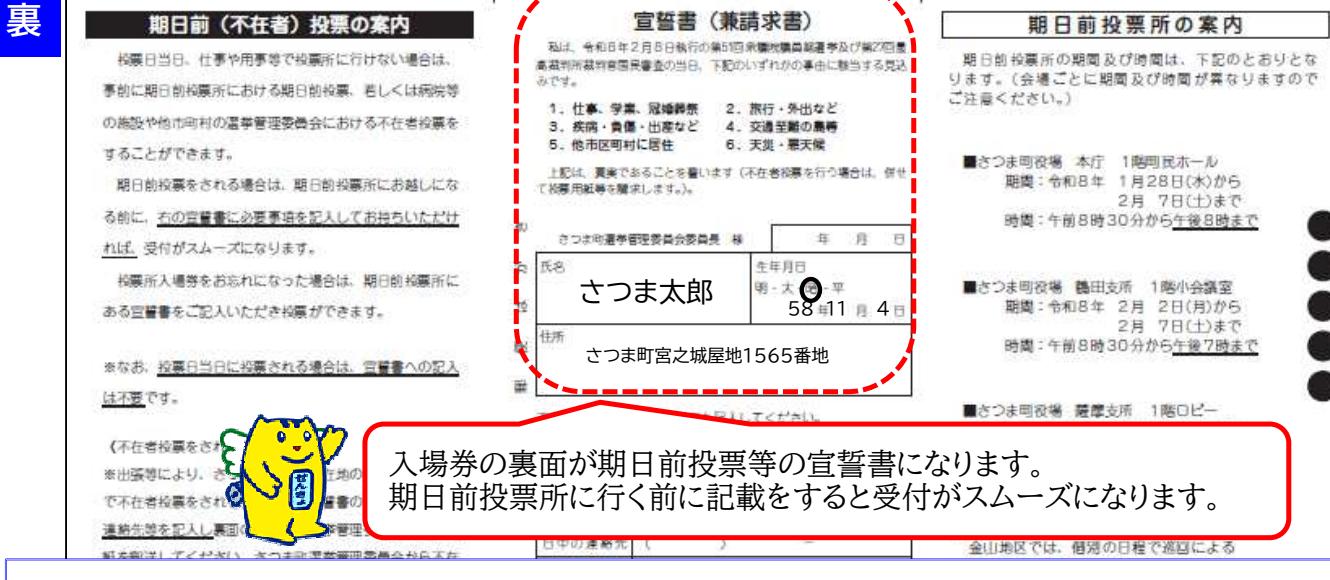
地方公共団体の基幹業務システムの標準化の取組の一環として、今回の選挙から投票所入場券の様式が変更され、個人単位(1人1枚ずつ)となります。

表



はがき1枚につき1名分の入場券になります。

裏



入場券の裏面が期日前投票等の宣誓書になります。
期日前投票所に行く前に記載をすると受付がスムーズになります。

1月29日(木)から、個人単位で選挙投票所入場券(郵便はがき)が郵送されますが、入場券がなくとも(紛失、郵送前の期日前投票など)投票は可能ですので、投票所の受付に申し出てください。ご不明な点がございましたら、選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆自宅で郵便等により投票できる場合があります。

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている重度の身体障害者又は介護保険被保険者証の交付を受けており要介護状態区分が要介護5の方は、自宅で投票ができる場合があります。また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で特に重度の身体障害者については、代理記載制度の適用もあります。この投票制度を利用する場合は、事前に証明書の発行手続きが必要となるとともに、投票日の4日前(2月4日)までに投票用紙を請求する必要がありますので、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。